

病気やけがに備えみんなで負担

国民健康保険税など納税通知書を7月中旬に発送します。



適度に体を動かし健康な生活を

国民健康保険税

■納税義務者

国保税の納税義務者は世帯主。世帯主が国保に加入していなくても家族の誰かが加入している場合は、世帯主あてに7月中旬に納税通知書を発送します。

■主な変更点

- ①後期高齢者支援金を創設。医療分との区分を明確化し、税率を見直しました。
- ②課税限度額を変更。医療給付費分は56万円から47万円に変更。後期高齢者支援金分は12万円です。
- ③国保の加入者が年度の途中で75歳になった場合の国保税は、誕生月の前月分まで課税されます。
- ④公的年金等控除は、個人住民税と同じ計算となります。
- ⑤市町村合併による不均一課税を解消し、税率を統一します。
- ⑥資産割が廃止になります。
- ⑦国保税の均等割と平等割に適用される軽減措置の区分を6割・4割から7割・5割・2割に改め、軽減を受けられる範囲を拡大しました。ただし世帯主または国保加入者が未申告者の場合は軽減の対象となりません。
- ⑧国保加入者が後期高齢者医療制度へ移行しても、同じ世帯に属する国保被保険者は、次の経過措置が5年間行われます。ただし、その期間中に世帯構成が変わると適用外となる場合があります。
- 軽減判定は、後期高齢者医療制度に移行した人の人数・所得を含めて判定します。
- 後期高齢者医療制度へ移行したことによって単身世帯となった人

は、平等割が半額になります。

- ⑨社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行し、65歳以上の被扶養者が国保に加入した場合、国保税の一部が2年間減免される場合があります。該当者は申請が必要です。

■本年度の課税内容

医療給付費分（所得割・均等割・平等割）と後期高齢者支援金分（所得割・均等割）と介護納付金分（所得割・均等割）の合計が、国保税の年税額です。この額を年8回（7月～来年2月）の納期に振り分け納付します。本年度の税率は7パー表のとおり。医療給付費分と後期高齢者支援金分は全員、介護納付金分は40歳～64歳の人が対象です。

国保税は年度ごとに計算し決定しますが、年度の中で加入した場合が資格が発生した月の分から

国民健康保険税（国保税）の納税通知書と後期高齢者医療保険料納入通知書を7月中旬に発送します。国保税は医療費などの支払いに充てるための大切な財源。病気やけがに備え、加入者の皆さんが負担能力に応じて納付する仕組みです。期限を守って納付しましょう。

の国保税を、また脱退した場合は、資格のなくなった月の前月分までの国保税を月割りで計算した額を納めます。

＜所得割＞ 加入者全員の昨年の所得を基礎に税額を計算。加入者ごとに昨年の総所得金額から33万円を控除した金額を合算し税率を掛けます。

＜被保険者均等割＞ 加入者の人数に応じて計算します。

＜世帯別平等割＞ 加入世帯に一律で計算します。

■納税は銀行やコンビニなどで

国保税の納税は、銀行などの窓口やコンビニで納付できます。なお、コンビニでは、バーコードのない納付書や1枚当たりの納付金

額が30万円を超えるもの、現金以外での納付はできません。

後期高齢者医療保険

7月中旬に保険料納入通知書を発送します。後期高齢者医療保険料は、被保険者の皆さんが負担能力に応じて納付する仕組みです。

■後期高齢者医療の被保険者

75歳以上の人、65歳～74歳で一定の障がいがある人

■保険料の計算方法

被保険者が等しく負担する均等割額（3万9,600円）と、所得に応じて決まる所得割額（総所得から33万円を控除した額×7.36%）の合計で計算。賦課限度額は50万円です。なお、一定基準を下回る低所得世帯の人は、均等割額が軽減されます。

■保険料の納め方

①普通徴収（納付書払）
「後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書」を郵送。納付書や口座振替によって個別に納めます。また、7月から9月までは普通徴収、10月から特別徴収とな

る人もいます。

②特別徴収（年金からの徴収）
「後期高齢者医療保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」（本算定分）は9月に変更になりました。当初、7月中旬に郵送する予定でしたが、国が保険料軽減措置などの見直しを行うため、変更になりました。

■被用者保険の被扶養者だった人

社会保険などに加入し保険料を自分で払っていなかった人は、平成20年9月までの保険料が免除され、その後半年間は均等割額の1割に軽減されます。該当する人へは、9月中に納入通知書または特別徴収開始通知書を送付します。

■保険料の減免

災害など特別の事情によって保険料を納められないときは、申請することで保険料が減免される場合があります。

問い合わせは

国民健康保険税については

国保年金課 ☎8900-62550

後期高齢者医療保険については

同課 ☎8900-59555

国保税の税率

医療給付費分					
区分	平成19年度				平成20年度
	大胡・宮城・粕川地区以外の市域	大胡地区	宮城地区	粕川地区	
所得割	7.90%	7.65%	7.48%	7.35%	6.10%
資産割	9.00%	16.02%	17.75%	22.00%	—
均等割	2万5,200円	2万5,020円	2万4,390円	2万3,130円	1万9,200円
平等割	2万400円	2万1,550円	2万1,170円	2万1,050円	2万1,600円
課税限度額	56万円				47万円

後期高齢者支援金分		
区分	平成19年度	平成20年度
所得割	この税率は平成20年度から新設されました。	2.00%
資産割		—
均等割		7,200円
平等割		—
課税限度額		12万円

介護納付金分					
区分	平成19年度				平成20年度
	大胡・宮城・粕川地区以外の市域	大胡地区	宮城地区	粕川地区	
所得割	1.86%	1.68%	1.59%	1.58%	1.86%
資産割	—	1.22%	0.62%	1.10%	—
均等割	1万2,960円	1万1,880円	1万1,710円	1万1,280円	1万2,960円
平等割	2,400円	3,170円	2,600円	2,670円	—
課税限度額	9万円				9万円